

第9章 要保護児童へのきめ細かな取り組みの推進

1 児童虐待防止対策の推進

<現状と課題>

児童虐待への対応は早期発見、早期対応に加え、子育て支援、母子保健施策の充実を図るなどの虐待に至らないための予防的な取り組みを充実させるとともに、家庭が抱える多くの問題を長期にわたって支援する必要がある、一部の関係者や一部の機関だけでは限界があることから、迅速に情報を関係機関につなぐとともに、速やかにかつ的確な対応を行うことが必要です。

このため、地域全体で子どもを守る支援体制を構築し、市や県・警察などの関係機関で構成する虐待ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）による情報交換や個別ケースの解決方法の検討等、虐待の防止、早期発見、早期対応の推進を図っています。また、子どもの人権に関する普及啓発活動を推進するとともに、虐待の問題に早期かつ適切に対応できる地域の連携体制や、防止につながる相談体制の整備を推進します。

このほか、法的強制力を伴う対応が必要なケース等については、県福祉総合相談センターと連携して解決に取り組んでいます。

家庭児童相談室の相談状況

単位：件

区 分	知能・言語	学校生活	家庭生活等	障 害	その他	合 計
平成18年度	8	110	31	20	122	291
平成19年度	29	15	23	8	52	127
平成20年度	2	32	42	42	68	186

<施策の目標>

施 策 の 方 向	施 策 の 内 容
児童虐待に関する相談体制の整備	虐待と疑う親や、回りで見たり聞いたりした人が早期に相談できるように、家庭相談員を配置し、身近な相談体制の充実を図ります。
要保護児童対策地域協議会の設置	児童虐待への対応は一部の関係者や一部の機関の取り組みだけでは限界があることから、県・警察・教育委員会・学校・総合福祉センターなどの関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待の

	防止、早期発見、早期対応の推進を図ります。
児童虐待に関する情報の周知	どういう状況が虐待であるのか、虐待ではないかと思っただけにどのような対応を取ったらよいかなど、虐待に関する情報の周知に努めます。

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

<現状と課題>

近年の離婚の増加は子どもを取り巻く環境に変化をもたらしています。ひとり親家庭では、育児・家事の負担も大きいことから、経済的な援助だけでなく家庭、育児相談や家事援助など支援も必要となります。

ひとり親家庭の児童の健全な育成を図るため、自立と就労の支援を基本とし、母子家庭等の現状を把握しつつ、子育て家庭の生活支援や就労支援が必要です。

婦人相談の状況

単位：件

区 分	家庭内の問題	住宅の問題	経済の問題	職業・就労問題	結婚・離婚問題	その他	合計
平成18年度	146	8	57	11	43	40	305
平成19年度	189	8	88	12	43	53	393
平成20年度	148	17	97	16	35	72	385

母子、寡婦福祉資金貸付の状況

単位：件、千円

区 分	就学(進学)		特別(資格)		就学(高校)		支度(高校)		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成18年度	5	6,030	—	—	2	1,980	1	75	8	8,085
平成19年度	2	3,928	—	—	—	—	1	270	3	4,198
平成20年度	5	4,637	2	528	2	1,602	3	570	12	7,337

母子医療費給付の状況

単位：世帯、人、件、千円

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
受給世帯	295	298	294
受給者数	750	755	742
受給件数	5,122	5,391	4,759
受給総額	12,029	12,305	10,115

< 施策の目標 >

施 策 の 方 向	施 策 の 内 容
ひとり親家庭に対する相談体制の充実	ひとり親家庭の自立を促進するため、婦人相談員による関係機関と連携した相談を行なっています。 その相談内容は、子育て、生活、就労、養育費の確保など幅広く、ひとり親家庭の状況に応じた対応をするため、各種制度、施策を十分に把握・理解するため研修会等への参加を促進します。
子育てや生活に関する支援の充実	ひとり親家庭の生活基盤を安定させ、社会的、経済的自立を支援するため、児童扶養手当制度や母子寡婦福祉資金貸付制度等の普及啓発を行います。
就労支援の充実	ひとり親家庭の自立を促進するため、就労に関する情報の提供を強化します。また、事業主に対する母子家庭の就労に関する奨励金等の情報提供に努め雇用の促進を図ります。

3 障がいのある子どもへの支援の充実

< 現状と課題 >

障がいのある児童を持つ家庭に対しては、現行の障害者福祉計画と整合性を図りながら、児童の健全な発達を促し、身近な地域で安心して生活できるような支援が必要です。

障がい児の健全な育成を目指すデイサービス事業や、言葉の相談事業や訓練

は日常生活への適応をめざしています。今後は、教育委員会等と連携を密にとり、就学後も学齢期に対応したフォローアップ事業の実施をめざしています。また、障がい児を持つ家庭へ適切な支援を行うため、関係機関と連携し保護者のニーズを的確に捉える相談業務の拡大を図る必要があります。

障害のある子どもが社会の一員として地域社会で自主的に生き、ともに成長することが重要です。現行の障害者福祉計画で障がい児、障がい者が社会の一員として社会、経済、文化、その他あらゆる利益を平等に受けることできる「参加と平等」を将来も目標として様々な取り組みを推進しているところです。今後もその取り組みを継続し、障がいのある子どもが地域社会の様々な場に参加し、地域社会とともに育つ支援が必要です。

<施策の目標>

施 策 の 方 向	施 策 の 内 容
障がいの早期発見	発達の遅れや心身に障がいのある就学前児童について、保健所、県福祉総合相談センター等の関係機関との連携を図り、早期発見体制の整備を推進します。
社会参加の促進	障がいのある子どもや家族に対する理解を深めるため、スポーツ、文化・レクリエーションなどの交流参加の機会をつくり、多くの方が参加できるようボランティア活動の育成に努めます。
相談体制の整備	障がいのある子どもやその家族にとって身近な相談窓口となるよう、専門的相談及び身近な生活相談などに対応できる体制を整備します。
障がい児保育の推進	一人ひとりの障がいの種類、程度に応じ、常に家庭、関係機関等との連携を密にし、きめ細かな保育を実施します。
特別支援教育の充実	障がいのある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、積極的に社会に参加できる力を育てるため、障がいの実態に応じた適切な教育に努めます。
早期療育の促進	児童デイサービスや早期療育事業の支援を行い、学齢前の早い時期から児童の療育促進に努めます。